

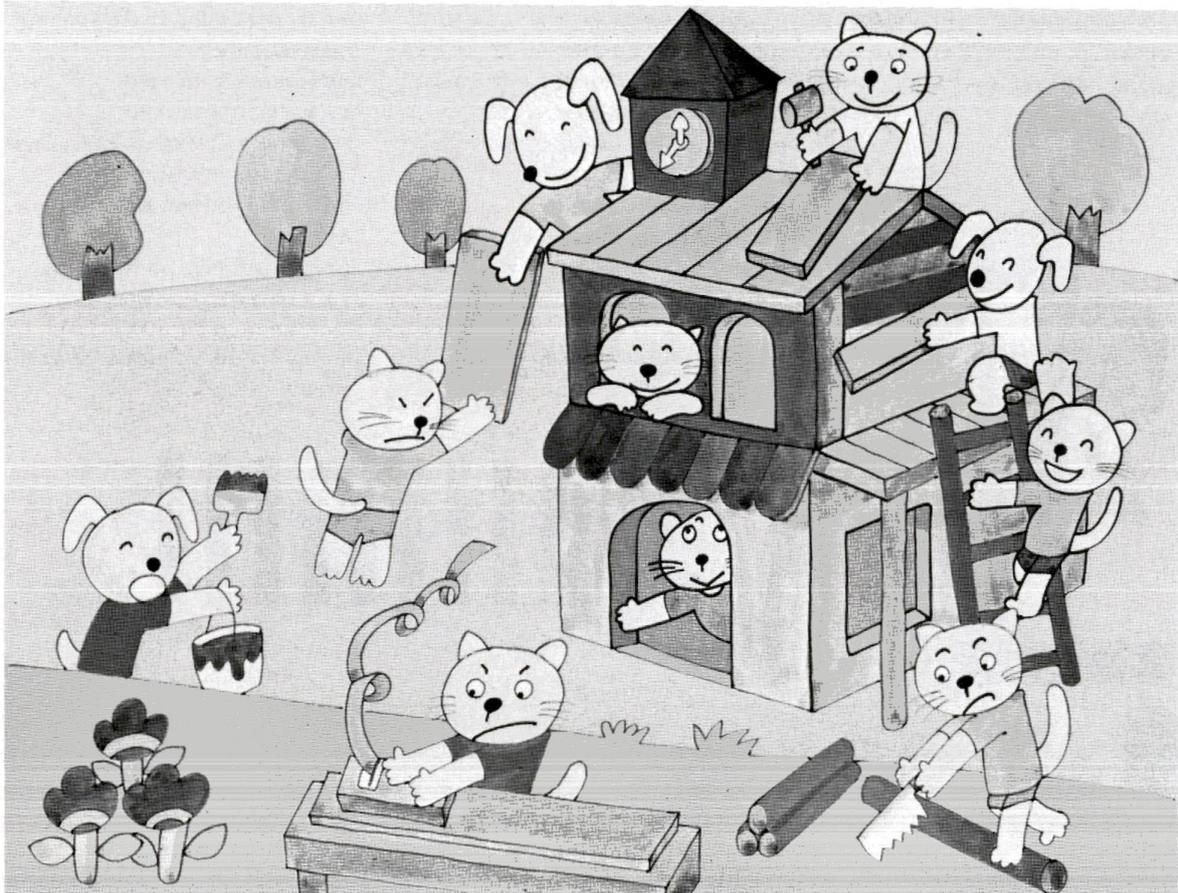
あだち広報

国民年金特集

足立区の 昭和58年8月1日現在

- 人口 628,113人
- 拠出年金被保険者数 141,740人
- 拠出年金受給権者数 27,133人
- 福祉年金受給権者数 12,079人

足立区役所
〒120 東京都足立区千住1丁目4番18号



女性のライフ・サイクルは男性に比べて、どちらかといえば変化が多いものです。

かつてのように、家庭にあって内助の功だけではすまない多様性をもっています。

加入する年金制度も、OL時代・結婚・子育て、そして再就職と生活が変わるたびに異なってきます。

一つ一つが、将来受給する年金に大きく影響してくるため、気を許すことはできません。

今回の特集号は女性の立場をふまえ、「女性と年金」にスポットを当ててみました。

いま、私達は世界で一番長生きできる国の仲間に入りました。

老後を安心して暮らせるよう若いうちから将来をみつめ、現役時代から準備しておきたいものです。

国民年金についてのお問い合わせ

足立区役所 (882)1111
保険児童部国民年金課

- 加入手続.....適用係 内線386~388
- 保険料の納付相談.....検認係 内線396~399
- 保険料の免除申請・口座振替.....記録係 内線394~395
- 年金請求の手續.....給付係 内線392~393

1人で悩むよりお気軽に

年金相談

毎月第1水曜日

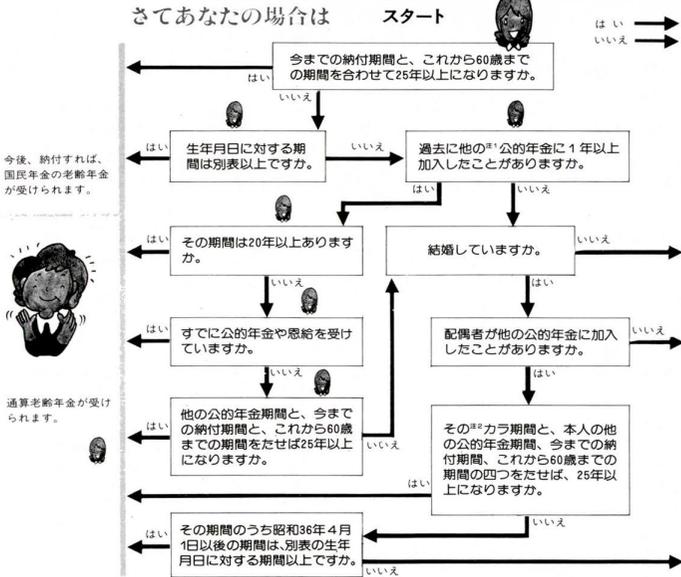
時間 午前10時~午後3時30分

場所 区役所国民年金課(2階ホール)

たしかめましょう あなたの国民年金



Aさんの場合
私は36歳、夫は会社で厚生年金に加入しています。28歳で結婚、しばらく働いていたのですが、子どもが生まれたので会社をやめました。その後、国民年金に加入して納めていたのですが、今はやめています。これから、再び加入して納めていこうと思っています。



この年金チェック表で見ると、将来国民年金から老齢年金は受けられません。離婚・再婚によるカラ期間等具体的な状況の相談を詳細にお受けしなければ最終的な答えはできません是非年金相談を受けてみてください。

別表

生年月日	期間
大5.4.1以前	10年
大6.4.1	11
大7.4.1	12
大8.4.1	13
大9.4.1	14
大10.4.1	15
大11.4.1	16
大12.4.1	17
昭3.4.1	18
大14.4.1	19
大15.4.1	20
昭2.4.1	21
昭3.4.1	22
昭4.4.1	23
昭5.4.1	24

※昭和5年4月1日までに生まれた人は別表のように24年から10年に短縮されます。
 ※国民年金の納付期間は区役所へ、厚生年金の加入期間は社会保険事務所へお問い合わせください。
 ※免除期間も受給に必要な年数に加えます。
 ※過去に他の公的年金期間があっても脱退一時金を受けている場合は通算できません。

注1 他の公的年金とは 厚生年金・船員保険・共済組合などをいいます。
 注2 カラ期間とは 配偶者が他の公的年金に加入してあなたが何の年金にも加入していない期間のことです。(昭和36年4月以降に限ります。)

<p>物価スライドがあるから頼れます。</p> <p>物価が上がると、年金額も上がります。</p>	<p>老後だけでない年金保障</p> <p>万一障害者になったとき 障害年金 夫が死んだとき 母子年金 寡婦年金等</p>	<p>住宅資金が借りられます。</p> <p>3年以上加入すると住宅資金が借りられます 納付期間 限度額 3年～4年 130万 5年～14年 220万 15年以上 300万</p>
<p>保険料が控除されます。</p> <p>国民年金の保険料は所得税より社会保険料控除の対象とされご主人の所得税が安くなります。</p>	<p>保険料が免除されます</p> <p>(全国37ヶ所) 国民年金加入者よりもりどなどでも利用できます。 なお、加入者受給者は新安定金になります。</p>	<p>各地保養センターを利用できます</p>

あなたの老後の設計できていますか？

老後の生活費……13万3千円(総務省統計局調べ)

<p>女性の人生今や80年</p>	<p>長くなる老後</p>	<p>そこで国民年金 きっとお役に立ちます</p>
--------------------------	----------------------	----------------------------------

厚生省統計情報部がまとめた「昭和57年簡易生命表」によると、日本人の平均寿命は男74.22歳、女は80歳にあと1歩と迫る79.66歳となりました。

食生活の改善・医療の発達による平均寿命の伸びは、そのまま老後の伸びになってきます。下の「平均寿命表」に見るように、60歳以降の老後は22年強あります。

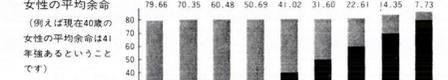
高齢になって収入が少なくなったり、なくなったとき、あなたならどうします。

貯金や子どもの扶養で十分でしょうか。家族化が深まり、物価の変動もあります。個人や家族といった小単位での対応に限界があることは否定できません。

豊かな老後を過ごすためには、国民年金や厚生年金等の公的年金を基礎として、今から老後の生活設計をたてる必要があります。

○自営業・自由業の方はご夫婦とも国民年金の強制加入者です。
 20歳から60歳までの40年納付
 ご夫婦2人で月平均15万円
 [1680円×(40年×12か月)×スライド率1.122]
 ×ご夫婦2人×年金額1,810,000円

○夫がサラリーマンの場合奥さんは任意加入者です。
 夫の厚生年金月平均11万円(57年新規裁定1人平均年金額1,340,000円)
 夫の厚生年金だけで十分でしょうか？
 サラリーマンの奥さん国民年金であたの年金を！



女性と年金

<p>国民年金</p> <p>自営業・無業のとき 20才をすぎたらどれかの年金に加入することになっています。</p>	<p>夫が自営業の場合 →引き続き国民年金 ※国民年金は「個人」を単位とした仕組みになっているので、夫は夫の年金、奥さんは奥さんの分として得る国民年金の年金ももらうことになります。</p> <p>夫が会社員などの場合 →国民年金(任意加入) ※ご主人が加入している厚生年金は「企業」を単位とした仕組みになっているので奥さんが国民年金に加入しても、夫の年金ももらうことにはなりません。(任意)</p>	<p>老齢年金(国民年金)</p> <p>国民年金などの加入期間が25年以上(20才から60才までの間に)必要です</p>
<p>厚生年金</p> <p>働いているとき 厚生年金などに加入しているときは国民年金に加入する必要はありません</p>	<p>引き続き働いているとき →厚生年金など 勤めをやめたとき →夫が自営業の場合 →国民年金 →夫が会社員などの場合 →国民年金(任意加入)</p>	<p>通算老齢年金</p> <p>厚生年金などの加入期間と国民年金の納付期間を合わせて25年以上必要です</p> <p>老齢年金(厚生年金など)</p> <p>厚生年金などの加入期間が原則として20年以上必要です</p>

福祉年金 本人所得制限限度額の引き上げ

昭和58年度は、受給権者本人所得の限度額が引き上げられました。

老齢福祉年金

(明治44年4月1日以前に生まれた人)

年金額	月額
301,200円	25,100円

所得制限による一部停止	21,600円停止	1,800円停止
	279,600円	23,300円

障害福祉年金

(20歳以前から障害の状態にある人等)

年金額	月額
一級 452,400円	37,700円
二級 301,200円	25,100円

※福祉年金は全額国庫負担のため、所得による制限と公的年金受給による制限があります。

所得制限限度額

(単位 円)

扶養親族の数		0人	1人	2人	3人	4人	以上1人ふえること の加算額
本人所得	老齢福祉	1,235,000	1,585,000	1,875,000	2,165,000	2,455,000	290,000
	障害福祉	1,891,000	2,181,000	2,471,000	2,761,000	3,051,000	290,000
配偶者 扶養義務 者の所得	老齢 一部停止	3,329,000	3,578,000	3,791,000	4,004,000	4,217,000	213,000
	福祉 全部停止	5,813,000	6,062,000	6,275,000	6,488,000	6,701,000	213,000
	障害福祉	5,813,000	6,062,000	6,275,000	6,488,000	6,701,000	213,000

公的年金受給による制限

受けている年金	公的年金の種類	制限額
一般の公的年金	厚生年金、共済組合等の老齢年金、遺族年金、普通恩給、普通扶助料など	505,000円まで支給されます。
戦争による公的年金	公務扶助料、増加恩給、障害年金、遺族年金など	旧軍人、軍属の階級が大尉まで支給されます。

口座振替を利用している方へ～口座再振替のお知らせ～

昭和58年度第1期分(4月～6月)より、指定振替日に預金残高が不足している場合は、表記のとおり月末において再度振替をすることになりました。

預金口座からの振替額と振替日は次のとおりです。

期間	振替額	振替日	再振替日
58.4～58.6	17,490	58.7.15	7月末日
58.7～58.9	17,490	58.10.15	10月末日
58.10～58.12	17,490	59.1.17	1月末日
59.1～59.3	17,490	59.4.16	4月末日

※付加保険料を納めている方は、上記振替額のほかに1か月400円が加算されます。

国民年金保養センター「おくたま路」8月25日オープン

都会の雑踏をのがれて、大自然の中でつろぎのひとときをすごしてみませんか。「おくたま路」は大自然に囲まれていますので、溪流釣り、ゲートボールなども楽しめます。

ご家族連れやグループ旅行などにお気軽にご利用ください。

◎利用料金(1泊2食付) ●加入者・受給者 4,500円
●一般 5,200円

予約申込みは直接センターへ
東京都青梅市二俣尾2-371 ☎0428-78-9711



はい、こちら国民年金課 最近、こんな電話がありました。

Q ちょっとお伺いしたいんですけど、この頃郵便局や銀行、保険会社の方で、国民年金よりずっと有利な年金というのがたくさんあるって言うじゃない、私国民年金をやめようと思うけど……？



国民年金は公的年金の一つで、郵便局や生命保険の個人年金とは性格が違いますし、個人年金が公的年金より有利ということはありません。

また、国民年金は任意加入(サラリーマンの奥さん・年金受給権を持っている人等)の人であればやめることはできますが、強制加入(自営業・自由業等)の人はやめることはできません。

Q 性格が違うとか言うのは、どういうことなの？

公的年金制度は国民が老齢になったとき、ケガや病気により障害者となったとき、また死亡したとき遺族に年金を支給し、生活の安定がそなわれることを国民の共同運帯によって防止することを目的としております。

現在、わが国には国民年金・厚生年金等8つの公的年金があり、国民は全て何らかの公的年金に必ず加入することになっています。

Q じゃ、個人年金とか言うのは、どういうことなの？

個人年金は私的年金と言って、積み立てたお金とその利息をもとに年金として受け取るもので、貯蓄の一種です。

その点、公的年金は積み立てた保険料とその運用収入のほか、国庫による負担でまかっています。

ですから、国民年金をやめるとか言うのではなく、継続して保険料を納付してゆき、その上余裕があれば個人年金に加入するのが良いと思います。

厚生年金のことは 足立社会保険事務所

所在地 〒120 足立区綾瀬2丁目17番9号 電話(604)0111
社会保険事務所では、厚生年金及び国民年金について社会保険庁とのオンラインシステムにより個別・具体的な年金相談に応じています。

相談内容

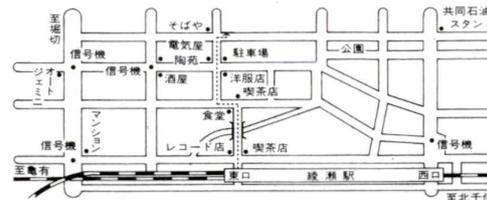
○45歳以上(ただし国民年金については59歳以上)の方の厚生年金保険の加入期間および年金見込額

○現在年金を受けている方の記録および支払額

相談時間 午前9時15分～午後4時30分(土曜日は11:30まで)

相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書を持って、社会保険事務所へおいでください。

しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいでになるときは、本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。



国民年金ことぶき友の会

老齢年金・通算老齢年金を受けていらっしゃる方々の、たのしい集まりです。あなたの入会をお待ちしております。

ことぶき友の会では、安い費用で会員の親睦旅行を行うほか、各種のレクリエーションなどの、いろいろな行事を行います。

●くわしくは……… ことぶき友の会事務局

千代田区丸の内3～8～1 ☎(211) 1905